

福岡県公報

令和三年三月二十六日
第百八十六号
増刊
②

目次

告示 (第三百九十四号)

○福岡県補助金等交付規則の適用を受けない交付金及び給付金の指定の一部を改正する告示 (財政課) ……………一

教育委員会

○福岡県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則及び福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則の一部を改正する規則 (教育庁総務企画課) ……………一

正誤

○福岡県行政組織規則の一部を改正する規則 (令和2年福岡県規則第33号) 中正誤 ……………二

告示

福岡県告示第三百九十四号

福岡県補助金等交付規則の適用を受けない交付金及び給付金の指定 (昭和三十三年四月福岡県告示第二百九十一号) の一部を次のように改正し、この告示の日から施行する。
令和三年三月二十六日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

第三十七号を次のように改める。

37 削除

教育委員会

福岡県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則及び福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
令和三年三月二十六日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第五号

福岡県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則及び福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

(福岡県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第一条 福岡県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則 (昭和三十三年福岡県教育委員会規則第六号) の一部を次のように改正する。

第二条 第一号の表中二十一の項を二十三の項とし、十八の項から二十の項までを二項ずつ繰り下げ、二十の項の前に次のように加える、

19 服務監察員

上司の命を受け、教職員の服務に係る予防監察及び事故監察に関する事務を処理する。

十七の項を十八の項とし、十二の項から十六の項までを一項ずつ繰り下げ、十一の項の次に次のように加える。

12 服務監察監

上司の命を受け、教職員の服務に係る予防監察及び事故監察に関する事務を掌理する。

(福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則の一部改正)

第二条 福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則 (昭和四十二年福岡県教育委員会規則第六号) の一部を次のように改正する。

第三条 第一項第八号中「主幹社会教育主事」の下に「、服務監察監」を加える。

附則

(施行期日)

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

正
誤

| | | | |
|--------------------------------|------------------------|-------------|---|
| 〃 | 2 ・ 3 ・ 31 | 発行年月日 | |
| 〃 | 90 増刊② | 番 公 号 報 | |
| 〃 | 規則 | 種 類 | |
| 〃 | 33 | 番 同 号 上 | |
| 62 | 61 | ペ ー ジ | |
| ○ | ○ | 上 | 欄 |
| | | 下 | |
| 後ろから7 | 後ろから11 | 行 | |
| | | 備 考 | |
| 「及び世界遺産室」を「、世界遺産室及び新県立美術館建設室」 | 五事務の執行 | 正 | |
| 「及び世界遺産推進室」を「、世界遺産室及び県立美術館建設室」 | 五事業の執行 | 誤 | |